桑名市まちづくり拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月27日

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市規則第４号

桑名市まちづくり拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市まちづくり拠点施設条例施行規則（平成30年桑名市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第６条第１項中「20日」の次に「（その日が桑名市の休日を定める条例（平成16年桑名市条例第35号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後の最初の平日までのいずれかの日）」を加え、同項ただし書中「前条第２項」を「同条第２項」に改める。

第12条第１項ただし書中「及び第５号」を「、第５号及び第６号」に改め、同項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6)　桑名市まちづくり協議会条例（令和２年桑名市条例第50号）第６条の規定により設立されたまちづくり協議会又は桑名市まちづくり協議会設立調査準備補助金交付要綱（平成30年桑名市告示第77号）第３条に規定する団体が主催する事業

第14条中「ファックス送信」を「FAX国内送信」に改める。

第19条第１項に次の１号を加える。

(4)　その他市長が特別の理由があると認める事業

第20条の表中「第５条第２項第４号」を「第２条第２項」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削り、「第６条第１項」を「第５条第２項第４号」に、「並びに第17条」を「、第17条並びに前条第１項第４号」に、「第12条第１項第６号」を「第12条第１項第７号」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。